
令和元年度補正予算

生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業費補助金

説明会資料



1. 事業内容について（公募要領p5～14）

2. 申請に向けた手続きについて（公募要領p15～26）

1. 事業内容について（公募要領p5～14）

2. 申請に向けた手続きについて（公募要領p15～26）

1-1 事業概要

事業背景・目的（公募要領p5）

- ✓ 経済産業省の「スマートライフ政策」のコンセプトとして、家電等からネットワークを通じて生活データを収集し、活用することで、個人の特性に応じてカスタマイズされ、社会課題の解決にも寄与するような高付加価値なサービス提供、さらには生活をより豊かにすることを目指している。
- ✓ しかし実際には、複数の家電等のデータは相互連携が不十分なため、実現が困難。また、消費者のプライバシー保護に対する懸念やデジタルリテラシーの不足といった要因も働き、現時点でネットワークに接続されている家電は限定的である。
- ✓ この状況を打破することを目的に、複数の機器メーカーから得られる消費者の生活データを分析し、複数のサービス事業者に提供する機能を担うプラットフォームと連携したサービスの利用契約を行った消費者に対しインセンティブを付与する事業を本補助金にて支援する。



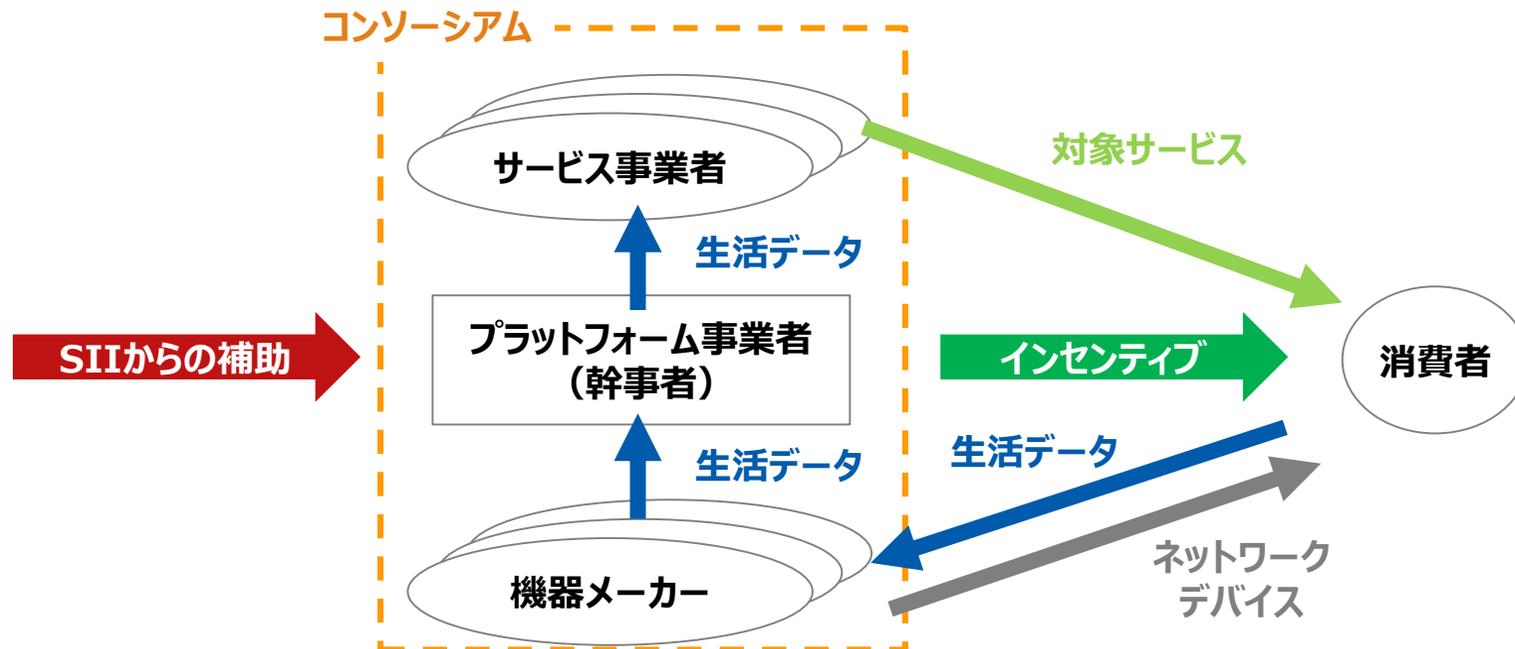
1-2 事業内容

補助対象事業 (公募要領p6)

補助対象事業

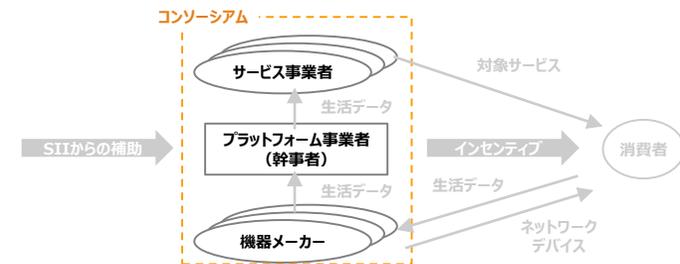
ネットワークに接続された複数の機器から得られる消費者の生活データを分析し、消費者にサービスを提供する複数の事業者に当該データを提供する機能を有するプラットフォームと連携したサービスとの利用契約を行った消費者に対し、インセンティブを付与する事業。

<事業イメージ>



1-2 事業内容

補助対象事業（公募要領p6）



プラットフォーム事業者

2社以上の機器メーカーと2社以上のサービス事業者と連携し、ネットワークデバイスを通じて得られる消費者の生活データを収集・管理・分析し、当該サービス事業者に提供するための機能（データ連携プラットフォーム）を有する事業者。

※機器メーカー及びサービス事業者とともに構成するコンソーシアムの取りまとめを行う事業者。

※なお、コンソーシアムに参画する事業者としては、プラットフォーム事業者・サービス事業者・機器メーカーの他、消費者の生活データを取り扱う事業者や、消費者に対するインセンティブの提供に関する取りまとめを行う事業者とする。

サービス事業者

消費者に対し、対象サービス（後述p6）を提供する事業者。

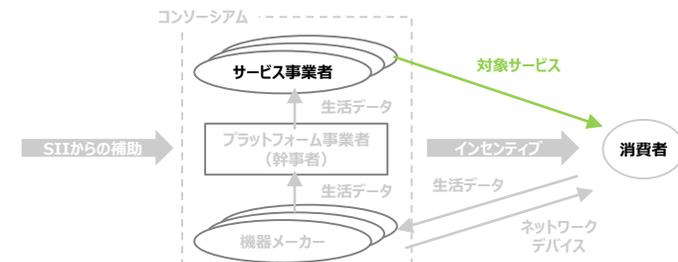
【本事業における「消費者」とは】

サービス事業者が提供する対象サービスと利用契約を行う者であり、当該サービスのエンドユーザー又は当該サービスの契約者が指定した者。

機器メーカー

ネットワークデバイス（後述p7）を提供する事業者。

「対象サービス」とは



ネットワークデバイスから収集した生活データを活用した、社会課題の解決につながる消費者向けサービス（例：高齢者向け健康増進、介護負担軽減・支援、生活習慣病罹患リスク低減に向けた睡眠改善等のサービス）とする。ただし、サービスの有償・無償は問わない。

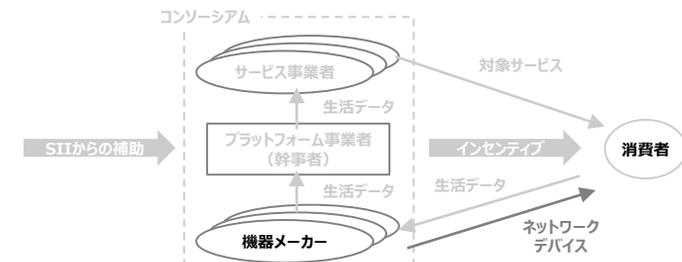
※平成30年度補正予算「生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業費補助金」に採択されたサービスは、原則、対象外。

【平成30年度補正予算事業でサービス登録申請を行なったサービスについて】

事業期間中にサービス契約・データ提供が1ヶ月以上継続していたことについて、下記の2点が説明できるものは、別サービスとして登録を認める場合がありますので、該当するサービスについては、応募申請書類⑤サービス登録申請書内「H30事業での申請」欄を用いて、その提供価値（効果）の違いを具体的に説明するようにしてください。

- ① 用いるデバイス・データの追加・変更や、分析の内容レベルの変更に基づいて、サービスの提供機能が追加されている
- ② 消費者目線にて、その提供価値が高まっている

「ネットワークデバイス」とは

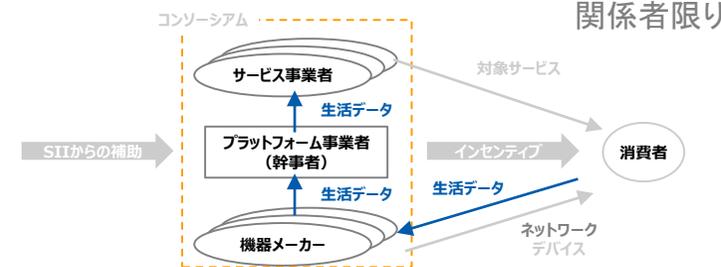


消費者が主に生活空間で使用する機器であり、主たる機能が生活データの収集以外の役務を持ち※、かつ、消費者の生活データを自動又は手動（併用含む）によって収集することができ、家庭外のネットワークに当該生活データを直接又は間接的に送信できる機能を有するもの。

（対象外）収集した生活データを家庭外のネットワークに中継するだけのもの、スマートフォンやパーソナルコンピュータ、タブレット機器は除く

※ 単体では生活データの収集以外の役務を持たない機器（汎用センサー等）については、当該機器で収集したデータが、参画するコンソーシアム内において、データの価値を高める工夫（データの高次化等）を経て提供されるサービスがある場合に限り、ネットワークデバイスとしての機器登録申請を認める場合がある。登録可否は、当該機器と関連する対象サービスの内容を踏まえて、申請内容を審査のうえ個別に判断する。

「生活データ」とは



ネットワークデバイスが収集する対象サービスの消費者に紐づく行動情報や行動、生体などのデータ。

<例>

生体情報 : 体温、血圧、心拍、体重、筋肉量・体脂肪、体組成、画像（顔・肌・口腔・体等）

活動量情報 : 歩数、運動量、睡眠状態

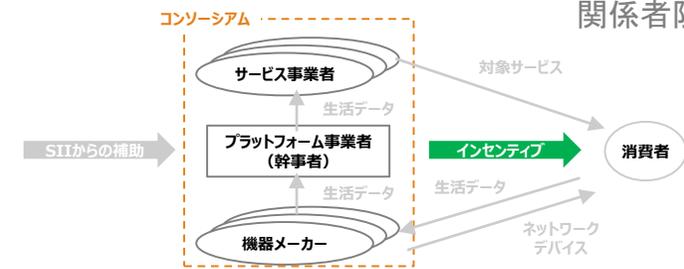
行動情報 : 移動、位置、視聴履歴、操作履歴、趣味嗜好

宅内情報 : 機器稼働情報、温度、湿度、空気質、照度、電力使用量、ドア開閉

1-2 事業内容

用語の定義 (公募要領p7)

「インセンティブ」とは



消費者が対象サービスとの利用契約を行った場合に、機器メーカー・プラットフォーム事業者・サービス事業者のいずれか又は全部より、消費者に提供される商品と交換可能なポイントや機器・サービスの値引き等のメリット。

【補助対象外となるインセンティブの提供方法（公募要領p11）】

- ✓ 現金の振込・手渡し等によるインセンティブ費用
- ✓ 景品表示法およびその関連施行令・施行規則等に違反するインセンティブ費用

1-2 事業内容

参画事業者の要件 (公募要領p8-9)

参画事業者

1. 間接補助事業者: 消費者に対してインセンティブを付与する事業を実施し、補助金を受け取る者。

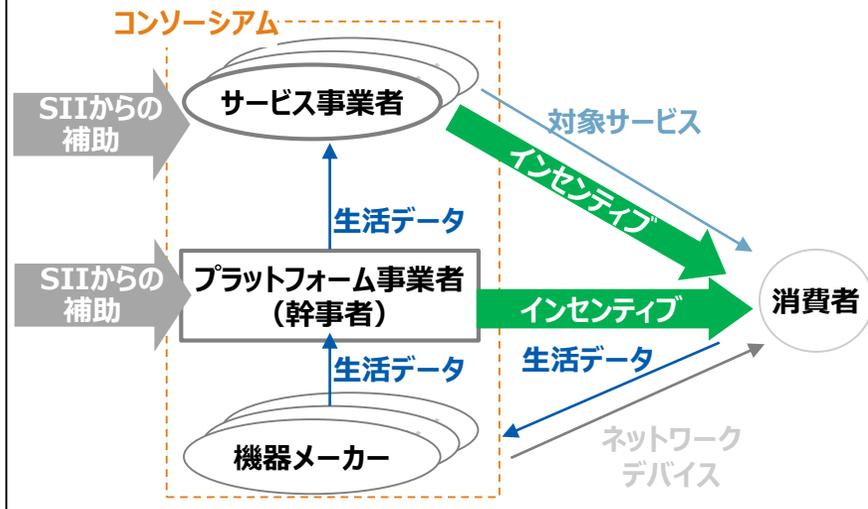
(1) プラットフォーム事業者 (幹事者) : コンソーシアムに参画する事業者を取りまとめる者

(2) 共同事業者 : コンソーシアムに参画する事業者の中で、プラットフォーム事業者以外に消費者に対してインセンティブを付与する事業を実施しようとする者

2. 間接補助事業者以外 (= コンソーシアム事業者)

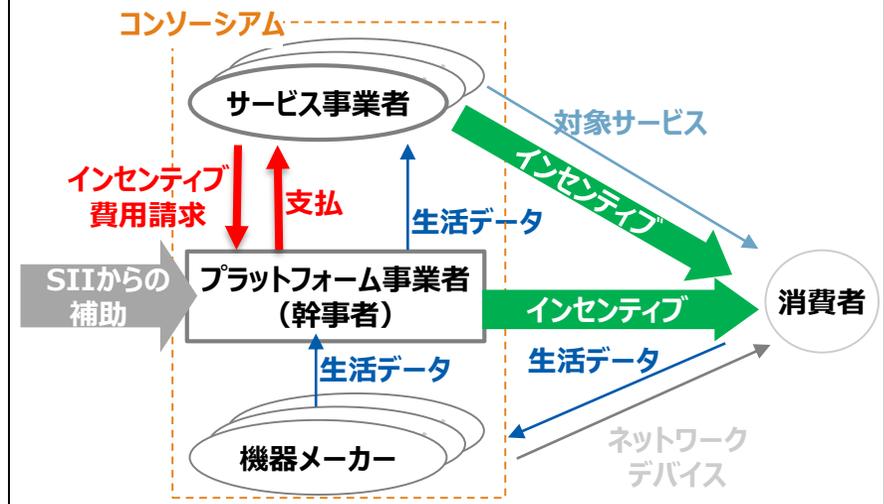
共同事業者とするケース

例) インセンティブを提供するサービス事業者が、その費用に対し、直接、補助金を受け取る場合



共同事業者とする必要は無いケース

例) インセンティブを提供するサービス事業者が、その費用を幹事者に請求して補助を受ける場合



1-2 事業内容

参画事業者の要件 (公募要領p8-9)

1 (1) プラットフォーム事業者 (幹事者)

※下記④全体管理機能を除き、外部委託等により要件を満たしてもよい

- ① 日本国内の法人格を有する団体であること。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ④ コンソーシアムに参画する事業者（共同申請である場合は共同事業者を含む）の幹事者として、交付規程に基づく一切の手続を行うとともに、当該コンソーシアムの事業者及びインセンティブ等の全体管理を行うこと。
- ⑤ 2社以上の機器メーカーとのデータ連携により、ネットワークデバイスから収集される消費者の生活データを集約できること。ただし、集約したデータから機器メーカーを特定できない場合は、機器メーカーとしてカウントできない。
- ⑥ 2社以上のサービス事業者に対し、収集・管理・分析した生活データの一部または全部を提供できること。ただし、1つのサービス提供において複数事業者が関与する場合であっても、サービス事業者としてのカウントは1社となる。
- ⑦ 収集・管理・分析した生活データを他の事業者へ提供できる機能（APIの定義、データ提供の具体的手法等）を有すること。

1-2 事業内容

参画事業者の要件 (公募要領p8-9)

1. (1) プラットフォーム事業者 (幹事者) (続き)

- ⑧ 消費者が対象サービスを選択・契約・利用することや機器をネットワークに接続すること等において、「プライバシー確保」や「使いやすいユーザーインターフェースの実現」に関して、コンソーシアムに参画する事業者間で連携し、工夫する内容を申請時に記載した上で、事業終了時にその効果分析を報告すること。
- ⑨ 本事業期間終了後も、本事業を通じて収集した生活データは、データの直接の利用目的が学術研究である場合であって、かつ、大学や研究機関などの申請主体が合理的な費用を負担するとした場合には、匿名加工した上で原則提供すること。合わせて、消費者に対してはそうした利用の可能性があると共有すること。
- ⑩ 本事業の目的を踏まえ、今後の事業者間の連携を促すため、WEB-APIの公開やデータの価値を高める工夫（例：データの高次化）に努めること。

1-2 事業内容

参画事業者の要件 (公募要領p8-9)

1. (2) 共同事業者

- ① 日本国内の法人格を有する団体であること。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ④ 幹事者と共同で事業を実施する者として、補助事業における責務を連帯にて負うことに同意すること。

2. 間接補助事業者以外 (=コンソーシアム事業者)

- ① 日本国内の法人格を有する団体であること。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ③ 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

1-2 事業内容

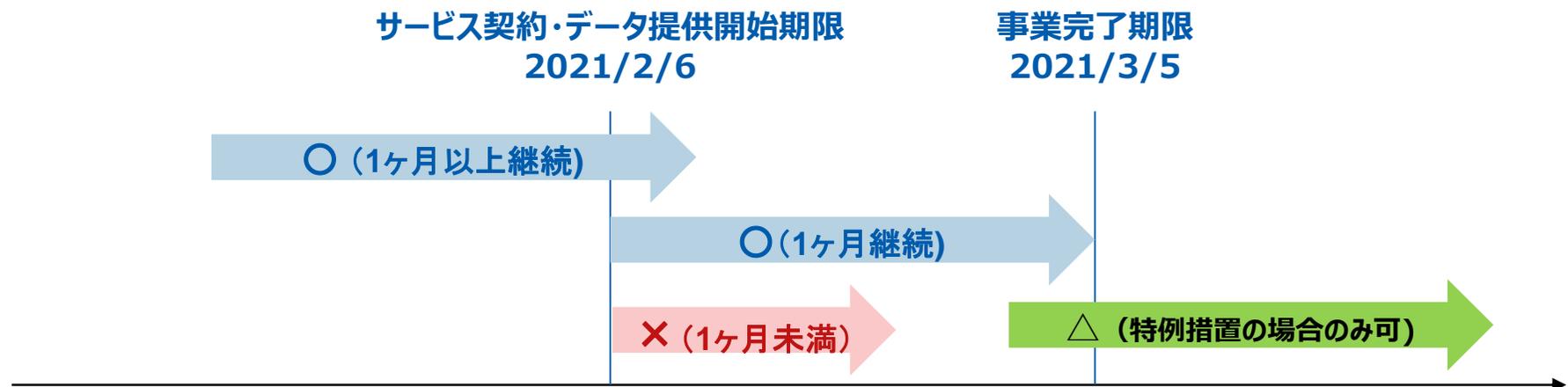
事業要件 (公募要領p10)

対象サービスに関する考え方

- ① 2022年3月末まで対象サービスが継続する計画であること。
- ② 1ヶ月間以上※、消費者が対象サービスの利用契約を行っており、且つ消費者の生活データを継続して提供していること。

【『1ヶ月間以上』について】

- 原則として、事業期間中にサービス契約・データ提供が1ヶ月以上継続していたことを確認できること。本事業の事業完了期限が2021年3月5日であるため、交付決定日～2021年2月6日の間に対象サービスの利用契約等を締結する必要がある。
- ただし、サービス契約・データ提供が1ヶ月間以上続く蓋然性が高いと判断されるケースについては、下記の「特例措置」の適用が可能。



1-2 事業内容

事業要件 (公募要領p10)

【特例措置の判断基準】

下記の基準を満たす場合、事業期間中にサービス契約・データ提供が1ヶ月以上継続していたことを確認するプロセスを省略することができ、交付決定日～2021年3月5日の間にサービスの利用契約等を締結したものが対象となる。(具体的な事例はFAQを参照)

- ✓ サービス契約内容：該当する対象サービスが有償であり、かつ利用契約に一定期間の解約不能条項が含まれているなど、**1ヶ月以上の利用契約が継続する蓋然性が高いと認められるもの。**
- ✓ データ収集頻度：該当する対象サービスで利用する生活データが、ネットワークデバイスから常時収集されるもの、あるいは予め定められた頻度で収集されるものであり、**1ヶ月間以上データ提供が継続する蓋然性が高いと認められるもの。**

サービス契約が1ヶ月以上 継続する蓋然性の高さ

- ✓ 有償サービス
- ✓ 一定期間の解約不能条項 …等

データ提供が1ヶ月以上 継続する蓋然性の高さ

- ✓ 見守り・防犯・監視などに必要な「変異検知」を目的に、**常時稼働している機器から、常時データを取得し続けるもの** (例) ネットワークカメラの映像データ等を活用した見守りサービス等
- ✓ 機器制御や通知などに必要な「現状・傾向把握」を目的に、**常時稼働可能な状態の機器から、一定間隔(●分毎、●時間毎…等)でデータを取得するもの** (例) エアコンの稼働状況等を活用した空調最適化サービス等

1-2 事業内容

事業要件（公募要領p10）

インセンティブに対する補助の考え方

- ① 消費者が提供されたインセンティブの内容を認識できるようにすること。また、消費者へ提供したインセンティブの内容（項目・金額など）を示す証拠書類（エビデンス）を用意すること。
- ② 間接補助事業者（共同事業者含む）が、直接、消費者にインセンティブを提供する場合、当該事業者の実際の支出によって実費弁済することができる経費を補助対象とする。
※例えば、インセンティブが自社製品・サービスの値引きの場合は、値引き分の原価を証明できる場合には補助対象とするが、自社ポイントの発行の場合は、実費弁済ができないことから補助対象外とする。
- ③ 間接補助事業者（共同事業者含む）以外のコンソーシアム参画事業者が消費者にインセンティブを提供する場合、間接補助事業者は、コンソーシアム参画事業者が消費者に提供したインセンティブの証拠書類（エビデンス）を確認した上で、当該コンソーシアム参画事業者が請求する金額を支払うことにより、補助対象となる。
- ④ 同一のサービスにおいて、同一人物へ提供したインセンティブに対する補助対象となるのは利用契約1件につき1度までとする。
- ⑤ インセンティブ設計については、サービス毎に異なる設計になることは妨げない。

1-2 事業内容

補助率・補助上限額 / 補助対象経費 (公募要領p11)

補助率

1/2以内

補助上限額

5,000円 (インセンティブ1件あたり)

※ 1コンソーシアムあたりの上限額: 2.5億円

補助対象経費

消費者が対象サービスとの利用契約等を行い、コンソーシアムに参画する事業者が直接消費者にインセンティブを付与する取組において、間接補助事業者であるプラットフォーム事業者または共同事業者がインセンティブの原資として支出・負担した費用

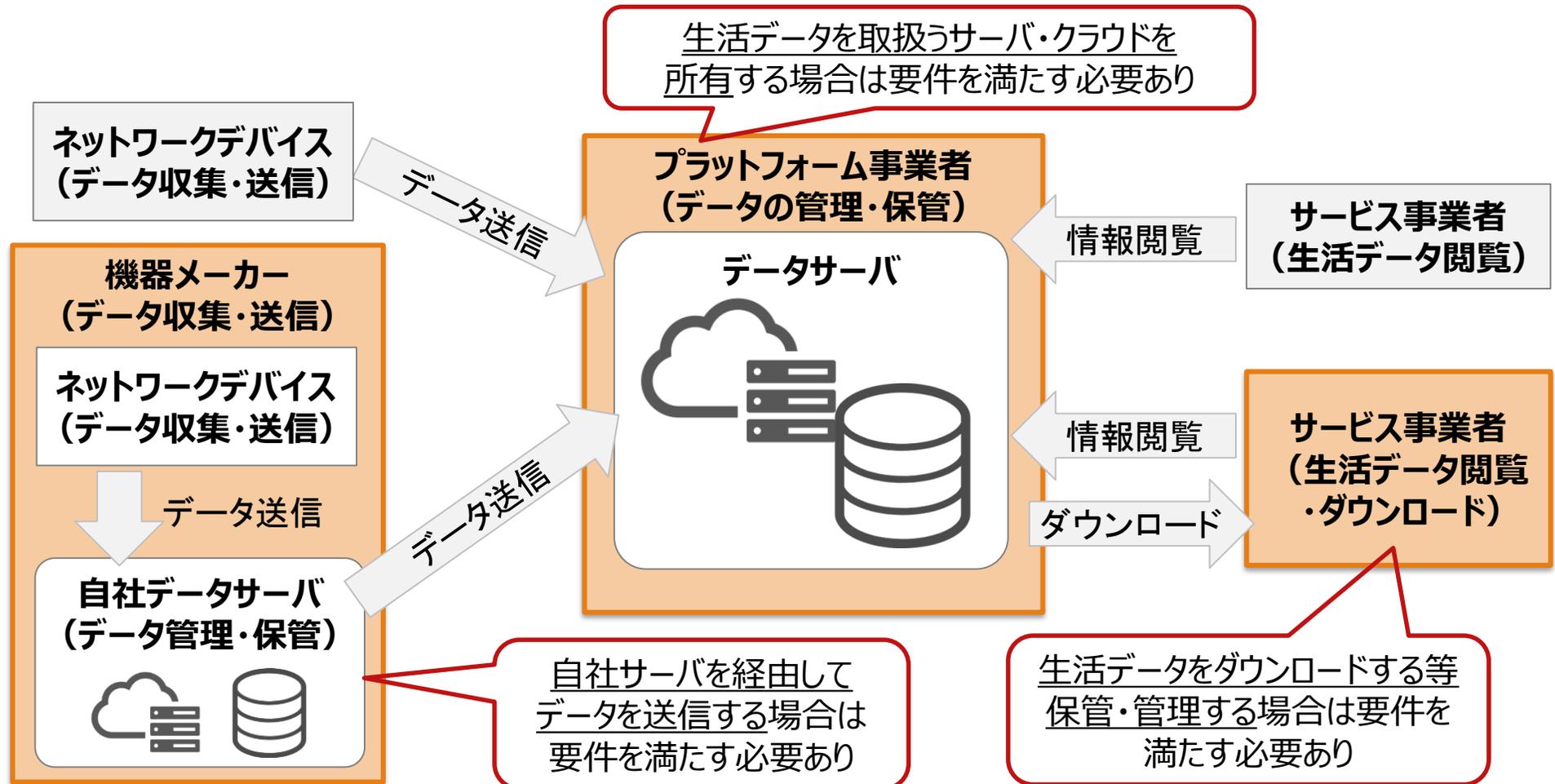
【補助対象外経費】

- 現金の振込・手渡し等によるインセンティブ費用
- 補助対象となる期間 (原則交付決定日～2021年2月6日、特例措置が適用される場合(公募要領p10参照) は交付決定日～2021年3月5日) 以外の期間に利用契約等を行った対象サービスにかかるインセンティブ費用
- 事業期間内に、1ヶ月以上の利用契約の継続、消費者の生活データ提供の継続が確認できない対象サービスにかかるインセンティブ費用
- 不当景品類及び不当表示防止法およびその関連施行令・施行規則等に違反するインセンティブ費用
- インセンティブ提供において、インセンティブ原資以外にかかる手数料・システム利用料等
- その他S I I が補助対象外と判断したもの

1-2 事業内容

セキュリティ・個人情報保護に関する要件（公募要領p12-13）

- ✓本事業に関わる事業者（コンソーシアムに参画する事業者）のうち、**消費者の生活データを取扱う事業者**は、セキュリティ・個人情報保護に関する要件を満たすこと。



1-2 事業内容

セキュリティ・個人情報保護に関する要件（公募要領p12-13）

1. 情報セキュリティマネジメントシステム

- ① 原則、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を対象サービスに関し取得していること。又は、情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査（保証型監査）を受け、対象サービスに関し十分なセキュリティ措置が講じられていると評価された監査調書を取得すること（対象サービス提供開始日の6ヶ月前以内に取得したものに限り有効）。
- ただし、認証等が未取得の場合、下表のスケジュールにおさまるように進めること。

時期	各事業者の状態
間接補助事業の申請時	認証等取得の意志の表明
本事業終了時	認証等取得

- ② サービス提供開始日前までに「スマートライフ分野の製品安全・セキュリティ対策指針チェックリスト※」を用いて、安全性とセキュリティの対策が適切に講じられていることを確認すること。
- ③ ①、②の対応の中で、リスク評価を行う際は、「スマートライフ分野におけるリスク評価指針※」を参照すること。

※SII WEBサイトに掲載（<https://sii.or.jp/cyberphysical01r/overview.html>）

1-2 事業内容

セキュリティ・個人情報保護に関する要件（公募要領p12-13）

2. 個人情報保護

- ① 原則、Pマーク（プライバシーマーク）を取得していること。又は、情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査（保証型監査）を受け、対象サービスに関しJIS Q 15001に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを構築していると評価された監査調書を取得すること（対象サービス提供開始日の6ヶ月前以内に取得したものに限り有効）。

ただし、認証等が未取得の場合、下表のスケジュールにおさまるように進めること。

時期	各事業者の状態
間接補助事業の申請時	認証等取得の意志の表明
本事業終了時	認証等取得

【個人情報保護対策報告書について】

上記の認証または監査を受けてはいないが、十分な個人情報保護マネジメントシステムを構築していることが説明できる場合は、申請時に「個人情報保護対策報告書※」を提出・審査（必要に応じてヒアリング等を実施）により、個別に申請を認める場合がある。

- ② 個人情報取得の同意を得るにあたっては、「個人情報の取扱方針（ひな形：スマートライフサービス）※」に記載された内容を満たしたものであること。

※SII WEBサイトに掲載（<https://sii.or.jp/cyberphysical01r/overview.html>）

1. 事業内容について（公募要領p5～14）

2. 申請に向けた手続きについて（公募要領p15～26）



2-2 応募申請時の提出方法

提出書類（公募要領p18-19）

指定様式

No	書類名称	提出者		
		幹事者	共同事業者	コンソーシアム
01	①事業者概要一覧	●		
02	②担当者情報	●		
03	③事業計画書	●		
04	④機器登録申請書 ^{※1}	●		
05	⑤サービス登録申請書 ^{※1}	●		
06	⑥インセンティブ登録申請書 ^{※1}	●		
07	⑦支出計画書	●		
08	⑧（別添1）コンソーシアム登録申請書 ^{※1} （押印）	●		
09	⑨（別添2）共同申請確認書 ^{※1} （押印）		●※1社1枚	
10	⑩（別添3）コンソーシアム参加確認書 ^{※1} （押印）			●※1社1枚
11	⑪認証等取得計画書（認証等未取得者がいる場合）	●		
12	⑫（様式第1）交付申請書（押印）	●		
13	⑬（別添）役員名簿	●		

※1 採択後、追加登録を行う際も同様式を利用すること。

2-2 応募申請時の提出方法

提出書類 (公募要領p18-19)

様式自由

○任意提出

No	書類名称	提出者		
		幹事者	共同事業者	コンソーシアム
14	事業者登録簿謄本	●		
15	決算報告書 (直近3年分)	●		
16	機器登録申請書 補足資料 (機器カタログ、説明資料等)	○		
17	サービス登録申請書 補足資料 (説明資料、サービス契約書/利用規約案等)	○		
18	インセンティブ登録申請書 補足資料 (インセンティブ提供契約書案、確定検査対応方法の説明資料等)	○		
19	情報セキュリティマネジメントに関する認証書類 (写し) ※2	●	● (生活データ 取扱事業者)	● (生活データ 取扱事業者)
20	個人情報の取り扱いに関する認証書類 (写し) ※2	●	● (生活データ 取扱事業者)	● (生活データ 取扱事業者)

※2 認証未取得者については、No.11の資料を必ず提出のこと。

2-2 応募申請時の提出方法

提出方法・提出先（公募要領p20）

申請書類の提出は以下の通り。

- 申請者はSII WEBサイト（<https://sii.or.jp>）より提出書類様式をダウンロードし、申請に必要な書類を作成し、全ての添付資料と一緒に下記のメールアドレスに送付する。

注1：押印書類は、PDF形式でメールにて送付すること。原本は、後日別途案内があるまで、保管すること。

注2：押印書類の用意が困難な場合は、理由をメール本文に記載すること。

<提出先>

【メールアドレス】 cyber-physical_info@sii.or.jp

【件名】（事業者名）サイバー／フィジカル融合促進補助金 交付申請書送付

【宛先】一般社団法人環境共創イニシアチブ サイバー／フィジカル融合促進事業担当

<提出期限>

公募開始～2020年6月30日（火）17時必着

公募に関する問合せ
申請方法等の相談・連絡

一般社団法人環境共創イニシアチブ サイバー／フィジカル融合促進事業担当
MAIL：cyber-physical_info@sii.or.jp